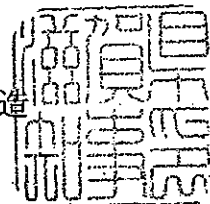


資料 2-1

滋賀保再生第 351 号
令和 2 年(2020 年) 7 月 29 日

滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会
会長 井手 慎司 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく
琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について。(諮問)

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第 6 条では、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画を策定することとしています。

については、現計画の計画期間が平成 28 年度(2016 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までの 5 年間となっていることから、計画期間の満了に伴う、同計画の改定に際し、貴審議会の意見を求めます。